

# 自主防災組織への助成制度について

<はじめに>

自主防災組織とは、地震・火災等の災害から地域に住む皆様がお互いに協力しあい地域を守る、つまり「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的とした組織です。

千葉市では、自主防災組織の活動を支援し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、各種助成をしています。この度、令和3年4月1日付で【千葉市自主防災組織助成要綱】の一部を改正しましたのでお知らせします。

<改正要旨>

## 1 活動助成について

**改正概要** 自主防災組織が防火・防災訓練等を実施した場合、年度1回に限り、参加人数に150円を乗じた額を上限として助成。申請手続きを簡略化しました。

**従前**

自主防災組織の代表者が**訓練を実施する日までに事前申請を提出。**  
訓練終了後、30日以内に活動実績報告を提出。

**改正後**

自主防災組織の代表者が**訓練終了後30日以内に活動実績報告を提出。(事前申請不要)**

※訓練の実施に当たっては、これまでどおり、訓練関係機関への事前相談をお願いします。

(防火防災訓練：各消防署等、避難所開設・運営訓練等：各区地域振興課くらし安心室)

## 2 資機材購入・賃借再助成について

**改正概要** 助成限度額の残額が10,000円未満となった年度の翌年度から5年を経過した組織については、加入世帯に応じた限度額を再度付与していますが、要件の緩和しました。

**従前**

再助成を受けるには、直近の前3年度において、活動助成の対象となる防火・防災訓練を2年度以上実施する必要があります。

**改正後**

**市長が特別の事情があると認めるとき(コロナ禍のため活動を自粛していた等)は、従前の条件を満たしていなくても再助成の対象となります。**

## 3 千葉市の助成金を受けて購入・賃借する資機材に変更が生じたとき

**改正概要** 資機材を購入・賃借するときは、購入または賃借を実施する7日前までに「資機材購入・賃借助成申請書」を提出する必要がありますが、提出後に資機材の品目に変更が生じたときの報告方法が変更になりました。

**従前**

定められた報告方法はありませんでした。

**改正後**

**変更内容を報告する様式を定めました。(「千葉市自主防災組織資機材購入・賃貸助成交付金申請に係る変更届(様式10号)」)**

<ホームページ>

各種様式、各助成要綱等は市ホームページに掲載しております。

<https://www.city.chiba.jp/somu/bosai/shinsei-flow.html>